

士幌町住宅用高効率設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本町における温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とし、士幌町内の住宅（自己が居住する住宅に限る。）に高効率設備を設置する者に対して、予算の範囲内において町がその一部を補助することに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 士幌町に住民票のある者（第10条に規定する実績報告書を提出する時までに本町に転入する者を含む。）であること。
- (2) 町税（現に士幌町以外の市町村に住所を有する者の場合は、当該市町村の市町村民税）を滞納していないこと。
- (3) 過去に同一設備に対して当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる高効率設備は、別表第1に掲げるものであって、同表に規定する要件のほか、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高効率給湯器等にあっては、自己が居住する住宅における既設の給湯器からの入替えであること。ただし、新築住宅に設置する高効率給湯器等を除く。
- (2) 未使用品であること（中古品を除く。）。
- (3) メーカー指定の環境条件の下に設置すること。
- (4) 高効率設備の設置に係る工事に着手する日が補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。
- (5) 町内に事業所（営業所を含む。）を有する業者の施工により設置すること。
- (6) 士幌町の他の補助制度により補助金の交付を受けていない設備であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設備本体及びその附属機器の購入に係る費用並びに工事費（据付、配線、配管工事等に係る費用をいう。）とし、その合計が10万円（消費税相当額を除く。）以上であるものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象設備区分ごとに、次に定めるところにより算出し、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 高効率給湯器等にあっては、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、上限額を1戸当たり30万円とする。
- (2) 高効率空調機にあっては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限額を1戸当たり7万5,000円とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請期間は、交付申請をする日の属する年度の2月10日を期限とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日を期限とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、交付予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その時点をもって申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を、必要な条件を付して補助金交付決定通知書兼変更承認書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第8条 補助事業の内容又は補助事業に要する経費等を変更する場合においては、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(変更の承認)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は、変更を承認し、その旨を、必要な条件を付して補助金交付決定通知書兼変更承認書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(補助事業の実績報告等)

第10条 第7条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業完了後30日を経過する日又は当該年度の2月25日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第4号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(補助金の確定通知等)

第11条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者にその額を通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第12条 補助事業者は、高効率設備の設置を完了した年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（当該耐用年数が10年を超える場合は、10年間とする。次項において「法定耐用年数」という。）を経過することになるまでの期間において、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が法定耐用年数を経過する前に高効率設備を処分した場合には、補助金の全部又は一部を町に返還させることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定及び補助金を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況調査)

第15条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった高効率設備の設置状況等の調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年1月23日から施行し、令和8年1月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年度の申請に限り、第3条第4号中「4月1日」とあるのは、「1月1日」とする。

別表第1（第3条、第5条関係）

| 補助対象設備区分 | 名称 | 要件 |
|----------|--------------------|---|
| 高効率給湯器等 | 電気ヒートポンプ給湯器 | JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2.7以上であること。 |
| | 潜熱回収型ガス給湯器 | 給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。 |
| | 潜熱回収型石油給湯器 | 油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯器の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。 |
| | ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 | 熱源設備は、電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを有し、年間給湯効率（JGKASA705）が102%以上であること。 |
| | コーデュネレーション設備 | 燃料電池発電ユニット <ul style="list-style-type: none"> 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付け也可） ガスエンジン給湯器 <ul style="list-style-type: none"> ガスエンジン・コーデュネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。 |
| 高効率空調機 | 空気清浄機能又は換気機能付きエアコン | 次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコンであること、又は換気機能を有するエアコンであること。 <ol style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 国等の認可等を受けた試験機関等 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 |

別表第2（第6条関係）

| |
|--|
| (1) 高効率設備の設置に関する費用の内訳が記載された見積書等の写し |
| (2) 補助金の申請をする日が属する年の1月1日に士幌町内に住所を有していない者にあっては、同日に住所を有する市町村が発行する納税証明書 |
| (3) 自己が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の承諾書 |
| (4) 導入する設備の性能・仕様が分かるカタログ等 |
| (5) 高効率設備の入替えにあっては、従来使用していた設備の写真（全体・メーカー・型番が分かるもの） |
| (6) その他町長が必要と認める書類 |

別表第3（第10条関係）

| |
|--|
| (1) 高効率設備の設置状況及び型番を撮影した写真 |
| (2) 高効率設備の設置に係る契約書の写し及び費用の内訳が記載された領収書の写し |
| (3) 高効率設備の保証書の写し |
| (4) その他町長が必要と認める書類 |